

在宅介護支援センター八甲荘受託事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、十和田市が定める在宅介護支援センターに係る事業実施要綱及び業務仕様書に基づき、在宅介護支援センター八甲荘が十和田市から委託を受けて実施する在宅介護支援センター運営事業（以下「在介事業」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 在宅介護支援センター八甲荘（以下「事業所」という。）は、十和田市北地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所八甲荘と連携し、在介事業を機動的に運営することにより、地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を継続できるよう支援し、もって法人が有する総合力と専門性をより実践的かつ包括的な形で地域に還元し、地域に貢献するものとする。

(対象者)

第3条 在介事業の対象者は、第8条に定める業務の担当区域に居住する概ね65歳以上の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者（以下「要援護高齢者等」という。）並びにその家族とする。

(在介事業)

第4条 事業所は、次に掲げる在介事業を行う。

- (1) 認知症サポーター等養成事業
- (2) 地域介護予防活動支援事業
- (3) 介護予防把握事業
- (4) 生活支援体制整備事業第2層生活支援コーディネーター
- (5) 前4号の事業に付随する事業

2 前項各号の在介事業は、当該在介事業に係る業実施要綱及び業務仕様書に基づき、実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第5条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 在宅介護支援センター八甲荘
- (2) 所在地 十和田市西二番町4番3号 十誠ビル

(職員の配置)

第6条 事業所には、次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名（十和田市北地域包括支援センター長が兼務）
- (2) 受託事業管理責任者 1名（介護福祉士又は介護支援専門員のいずれかを配置）

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(業務の担当区域)

第8条 業務の担当区域は、十和田市小学校区のうち、北園小学校区及び深持小学校区の区域とする。

(秘密保持)

第9条 事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た要援護高齢者等又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

(経理)

第10条 在介事業に係る経理は、他の事業の経理と明確に区分し、法人が定める経理規程に従って行うものとする。

(帳簿等)

第11条 事業所の管理及び運営の状況を明らかにするため、管理運営に関する書類、諸帳簿及び利用者に関する帳簿等を備え、適切に管理保存するものとする。

2 在介事業に係る関係書類、帳簿等は、事業年度終了後5年間保存するものとする。

(研修)

第12条 事業所の職員は、各種研修会、異職種との交流等あらゆる機会を捉え、自己研鑽に努めるものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。